

令和8年度 第2回岐阜市高齢者福祉計画推進委員会

令和8年7月29日（水）午後2時～午後3時30分

岐阜市役所 庁舎 6 階 6-2 会議室

■議事

議事 1 第9期岐阜市高齢者福祉計画（令和7年度）の進捗状況について【資料1】

議事 2 岐阜市高齢者福祉計画推進委員会の議事について【資料2】

議事 3 介護保険サービスの現状等について【資料3】【参考資料】

議事 4 その他事業について【資料4】

議事 5 施設整備に関する意向調査の結果について【資料5】

■出席委員(五十音順)

石原 徹也	委員	社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
石山 俊次	委員	一般社団法人 岐阜市医師会
鵜飼 浩史	委員	公益社団法人 岐阜県理学療法士会
加藤 剛	委員	特定非営利活動法人 岐阜県グループホーム協議会
川田 博子	委員	岐阜市民生委員・児童委員協議会
齋藤 尊司	委員	公募
佐藤 有紀子	委員	岐阜市介護支援専門員連絡協議会
鷺見 譲	委員	一般社団法人 岐阜県老人福祉施設協議会
中谷 圭	委員	岐阜県国民健康保険団体連合会
長縄 保宏	委員	一般社団法人 岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会
西尾 公宏	委員	公募
平工 佐富	委員	岐阜市自治会連絡協議会
水谷 照男	委員	岐阜市老人クラブ連合会
森田 直子	委員	中部学院大学
安江 紀裕	委員	岐阜県老人保健施設協会

<開会 午後 2 時 00 分>

■審議概要

1 開会

事務局

本日の委員会については、構成委員 15 名のところ過半数の出席をいただいているので、岐阜市高齢者福祉計画推進委員会規則第 5 条の規定により、本委員会は成立している。

それでは議事に入る。以後の進行は委員長にお願いする。

2 議事

議事 1 第 9 期岐阜市高齢者福祉計画（令和 7 年度）の進捗状況について
（資料 1 により事務局から説明）

委員長

ただ今の説明について、ご質問等はあるか。

委員

高齢者向けの施設の利用者がかなり多いが、高齢者にニーズのある講座や事業、行事にはどんなものがあるか。

事務局

岐阜市では、地域の高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーションを目的に、老人福祉センターの施設において教養講座を提供している。ニーズのある講座としては、体を動かすヨガや体操、歌をうたう歌謡になる。最近はスマホ講座も人気がある。

委員

社会福祉協議会のいきいきふれあいサロンでも体を動かしたり、歌をうたったりすることは非常に人気がある。地域のコミュニティが弱体化している中で、社会福祉協議会のスタッフも非常に少ないということがあり、参加者にも参加から参画、そこから協働に移っていくというようなことを考えている。たくさんの元気な高齢者が利用しているので、そこで老人クラブの勧誘をしたり、地域のことを啓発したりして、地域に戻って生きがいをみつけてもらうことができればいいと思う。

これは要望になるが、社会福祉協議会も地域包括支援センターを運営しているがスタッフに余裕がない。配置基準があり、増員は難しいとは思いますが、職員が疲弊しないような検討等をしていただければありがたい。

事務局

地域包括支援センターは市内に 19 か所あり、圏域ごとに高齢者の人数に応じて職員の配置基準を設けている。いただいた要望については、業務の実態や課題の把握に努めながら円滑な運営に努力してまいりたい。

委員

資料 15・16 頁に、安否確認センサーと緊急通報用装置の稼働台数が、計画数や前年度実績を下回ったとあるが、どのようなことが原因か。

事務局

施設に入所したり亡くなったりして使用をやめた方がいる。今後はいろいろな啓発を含めて周知に努めていきたい。

委員

下回っていても特に問題はないということか。丁寧に説明をしていただいているが、高齢者福祉計画で何が課題で何が問題点なのか、一般の人にはわかりづらい。下回っていると何か問題があるのではないかと感じてしまうが、そうではないということか。

事務局

問題というわけではなく、新規の設置に向けての周知が必要と認識している。

委員

高齢者が増えているのに老人クラブの会員数が減っているのは問題だと思う。加入促進の方法として、広報ぎふで募集を進めていくとあるが、もっと具体的な案はないか。

事務局

高齢者が増えていく中で会員数が減少している原因についての分析は必要と思っている。加入の促進については、広報ぎふのほか、地域の自治会を通じた周知や募集を行っていききたい。今後の課題だと認識しているので、また検討していきたい。

委員

具体的になぜ減っているのか原因を突き止めないといけないと思う。例えば、役員が回ってくるからやめるというようなこともあると思うので、そういうことも含めて検討していただければと思う。

委員

老人クラブとしても非常に頭の痛い問題で、なぜかと言われても原因ははっきりわからない。ただ言えることは、昔は60代から老人クラブへ入っていたが、今は70代の方を誘っても、まだ現役で働いているからそんなところには入れないと言われる。今の老人クラブの平均年齢は女性が84歳、男性が82歳。なぜ、会員が増えないのかという的確な理由がわからない。ただ、80代になって、規則などに束縛されて動くのが嫌という社会的な要因もあるのではないかと思う。老人クラブに入らなくても、自分たちだけのサークル的な集まりが非常に多いので、あえて老人クラブへ入らなくてもいいという考えもあるようだ。老人クラブの会員が増えるお知恵をいただければと思う。

委員

市の老人クラブはやめるけれど、地元の老人クラブは続けるという話も聞くので、その辺りがうまくかみ合っていないのではないかという感じもしている。

委員長

生きがいづくりに関しては、第10期計画の大事な課題の一つとなっているので、次回の委員会で引き続き議論していただければと思う。

議事2 岐阜市高齢者福祉計画推進委員会の議事について

(資料2により事務局から説明)

議事3 介護保険サービスの現状等について【資料3】【参考資料】

(資料3により事務局から説明)

委員長

ただ今の説明について、各委員のお立場から日頃感じていることなど忌憚のないご意見をいただきたい。

委員

居宅を中心とした介護支援専門員をしているので、資料と現状の差について少しお話をします。まず、ケアマネジャーのアンケートでは訪問介護が不足していると答えたのが52.9%ということだが、岐阜市内にある有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に併設している訪問介護の事業所は、事業所外の在宅の利用者のところに職員を回す余裕がないので、その中のサービスだけで終わっているというのが現状だと思う。

実際に、在宅のヘルパーをお願いしようとすると事業所がかなり限られてくる。そのような中で、ヘルパーの高齢化が進んでいる。若い在宅のヘルパーのなり手がいない。

高齢のヘルパーは身体介護が難しい現状があり、身体的な介助が必要な場合は自社のヘルパーではできないという答えが返ってくるのがよくある。

高齢のヘルパーでも買い物代行や掃除は比較的行っていただけるが、利用者の希望時間帯が重なったりするなど、派遣したくてもできないというような事業所も多いというのが現状としてあると思う。

反対に、充足していると回答のあった通所介護や訪問看護は、サービスが過多になっていると思われるところもある。例えば、週1回でよいところを週2回というように、事業所からサービスの提供を上乗せするような形での提案があったりすると、ケアマネジャーとしてバランスをとるのが難しいところがある。

全体的な数が足りているように見えるところでも、実際は足りていなかったり、充足している中でもサービス過多になっていないかというところは見直していく必要があるのではないかなと思う。

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に関しては、法律の規制としては難しいところがあり、事業所によっても差があるので、岐阜市として規制を設けるのか、サービスの指導をもう少し細かくしていくのかというところが大きな課題になると思う。

委員

有料老人ホームの訪問介護や訪問看護を含めた在宅サービスを精査していく必要はあると思う。在宅の方の訪問介護は、介護給付の関係で撤退していくということもあり、厳しい状態ではないかなと思う。

岐阜市の要介護1～5の認定者が約18,000人で、入所施設が1万床を超えているというのは市外の人も大勢入っているのではないかな。

地域密着型サービス以外は住所地特例で市外の人も入れるが、地域密着型サービスのグループホームは岐阜市民しか入れない。グループホームの待機者は90人と出ているが、実際は満床になっていない。有料老人ホームが今後増えていくと住み分けが厳しい。しかし制度設計がそもそも違うし、定員配置の感覚も全然違う。認知症の方が有料老人ホームの仕組みでケアできるかどうかという問題もある。人員配置を手厚くし、低コストでやっている真面目な事業所ほど経営が困難となっている面もある。特別養護老人ホームや老人保健施設の3割以上、グループホームの2割以上が赤字というようなことが全国統計で出ている。そういった部分も含めて、精査していく必要がある。

高齢者が在宅での生活を望むというのは当然のことだと思うが、老々介護や単身世帯、家のづくりが介護に適していないなど、実際のところは在宅での生活が難しいケースは多いはず。その上で、そこに住むことが本当に正しいのか。施設に入っても非常に豊かによい暮らしをしている方もいる。施設を選択することがよろしくないといった捉え方をされている方がいるが、本人や家族にとって、その後の生活で一番うまくいく

方法を考えていかないといけないと思う。

委員

老人保健施設は確かに定員の的に充足している。ただ、有料老人ホームもすごくある。

実際に待機者がこんなにいるのか疑問に思う。地域密着型の施設もあるが、岐阜市中から集めてようやく定員に足りるというぐらい。有料老人ホームに入ったので結構ですという返答がほとんどなので、これ以上そういう施設をつくっても、職員や利用者の取り合いなど、増やせば増やすほど苦しくなる気がする。施設に入って本当に幸せな人というのは実際にいるわけで、何が何でも在宅でというのもどうかと思う。

小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護は、泊まりの利用が多くなればなるほど人件費がかかるので赤字になる。デイサービスに毎日行かせたいが介護保険がいっぱいで使えない、一方で小規模多機能なら定額負担だから毎日利用できるという間違った使われ方をされてしまっている。そういう意味でも、施設をこれ以上増やすのは疑問に思う。また、小規模多機能を利用するとケアマネジャーが変わらないといけないので、変わらずに利用できるならば何とかなのではと思っている。

委員

小規模多機能は、本来は在宅の介護者の休養のためのサービスとも思われるが、厚生労働省が求めていた理想とは異なる使い方になってしまった。

施設待機者については4月1日時点の数字なので、特別養護老人ホームが100%になっていないのはそうだろうと思う。ただ、常に待機者がいて、すぐに入居者が埋まっていく状況かというところではなく、岐阜市、あるいは岐阜県全域でも施設入所はずいぶん余裕があると思う。

また、有料老人ホームが特別養護老人ホームなどの待機者の受け皿になっているのではないかというような記述があったが、実情としては、自社の系列の介護サービスをふんだんに使ってもらうために、有料老人ホームの新築・進出がされている状況があると思う。法令上は違反ではないが、厚生労働省や行政が期待していたような運営状況になっていない。そして、特別養護老人ホームについては、岐阜市内は充足していると思うので、これ以上の新設は必要ないと思う。これは、私個人ではなく岐阜県老人福祉施設協議会の団体としての意見である。

ただ、特別養護老人ホームの状況などの情報を必要な方に届ける努力は必要と思う。

委員

訪問看護は足りているという記述があったが、実際に24時間365日対応できるステーションはどれだけあるか。訪問看護は2.5人の従事者でアパートが1室あれば設立できる。訪問看護師2.5人で立ち上げるステーションもあるし、企業主体型で株式会社

が立ち上げるステーションもあるが、利益目的で、必要のない量のサービスを提供する
ようなところも出ている。また、有料老人ホームに隣接して、その施設内にしか行かな
い訪問看護ステーションもたくさんある。訪問看護ステーション連絡協議会には全体
の 5 割ぐらいしか加入していない。連絡協議会としては質を担保していくことを目標
としているが、実際に在宅の利用者に 24 時間寄り添いながら行っているステーション
がどれだけあるのか。土日や夜間はやっていないステーションは未だにある。数は足り
ているが、質はどうかかというところを何とかしていかなければいけないと思う。

委員

私も訪問看護の仕事をしているが、最近、有料老人ホームの入所者からの依頼がかな
り多くなってきている。先ほどのお話にもあったように、本当に必要なのか、営利目的
ではないのかというところもかなりある。要介護 3 以上の方を多く受け入れていると
いうコメントもあったが、重度の方を多く受け入れれば当然ナースコールも多くなり、
その分の介護負担が増え、辞めていくというのをよく見るので、岐阜市というか国全体
で考えていく必要があると思う。

また、5 割以上の方が在宅を希望しているという話があったが、キーパーソンである
家族が仕事をしている場合が多いので、必ずしも在宅がすべてとは思えない。それぞれ
に合った最期の住処の選定が必要と思う。

委員

有料老人ホームの要介護 3～5 の方の介護費用と、老人保健施設や特別養護老人ホー
ム、グループホームで使う介護費用を出していただくといいと思う。そうすると何を控
えなければいけないのか、あるいは今のままでいいのかということも見えてくるので
はないか。

議事 4 その他事業について【資料 4】

(資料 4 により事務局から説明)

委員長

ただいまの説明の中で、家族介護用品支給事業の財源の見直しと生活保護受給者を
対象から除外するということ、家族介護慰労金支給事業を終了することの 2 点につい
てご意見はあるか。

<「なし。」との声あり>

ご質問、ご意見もないようなので、この提案どおりに進めていただきたい。

議事 5 施設整備に関する意向調査の結果について【資料 5】

(資料 5 により事務局から説明)

事務局

今回いただいた意見とこの内容をあわせて、次回の委員会で施設整備案をお示しする。

委員長

そのほかに、ご質問、ご意見はないか。

委員

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が届出制から登録制に変わるということで、事前の審査や定期的な報告の義務、あるいは行政からの指導・監督の強化等が必要になると思う。

次回以降も詳しく話をうかがって、この委員会でも登録に向けてのチェックポイントのようなものがあれば話し合いたい。

委員長

本日の議事は以上となる。

<閉会 午後 3 時 30 分>

その他 報告事項

事務局

第 3 回の委員会は 9 月を予定している。日程、場所等は開催の 1 か月前にご連絡する。